

令和8年度広報掲示板ポスター作製業務 事業者選定プロポーザル 実施要領

【令和8年7月1日 公募】

横須賀市(以下「本市」という。)では、市のイベントや啓発事業等のポスターを作製し、市内全域に設置している広報掲示板等へ掲出することで、市のさまざまな情報を広く市民に周知しています。

この実施要領は、令和8年度広報掲示板ポスター作製業務(以下「本業務」という。)の契約候補者をプロポーザル方式により選定するにあたり、必要な事項を定めたものです。

1 業務概要

(1) 件名

令和8年度広報掲示板ポスター作製業務

(2) 業務内容

仕様書のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日(水)まで

(4) 契約方法

単価契約

(5) 作製予定点数(枚数)

19点(12,050枚) ※令和8年度広報掲示板ポスター作製業務予定案件一覧(別紙1)のとおり

2 プロポーザル概要

(1) 担当課(関係書類の提出先及び問い合わせ先)

横須賀市市長室広報課

住所 : 〒238-8550 横須賀市小川町11番地(横須賀市役所本館1号館4階)

TEL : 046-822-9815(直通)

FAX : 046-827-8878

E-mail : pih-mo@city.yokosuka.kanagawa.jp

担当 : 種市・石田

(2) 選定方法

市のイベントや啓発事業等のさまざまなテーマのポスターを作製する本業務は、テーマに対する理解力や優れたデザイン力が求められます。

そこで、本業務の事業者選定にあたっては、1次選考として、ポスターデザイン案を審査する「デザイン審査」を実施し、1次選考通過者を対象に2次選考として、「競争見積もり合わせ」を行い、最も低い金額を提示した事業者を契約候補者として選定します。

(3) 参加資格要件

本プロポーザルに参加する者（以下「参加者」という。）は、次に掲げる資格要件を全て満たす者としてします。

- ア 横須賀市指名停止等措置規則に基づく指名停止期間中でないこと。
- イ 仕様書に定める業務内容を遂行できること。
- ウ 市内業者であること。市内業者とは、本市内に登記上の本店等を有する者とし、組合の場合は、それに加え市内に登記簿上の本店等を有する組合員が3者以上で、全組合員の過半数であること。
- エ 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号および横須賀市暴力団排除条例に掲げる暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。
- オ 本手続きの参加申込書の提出時点において、国税及び地方税の滞納がないこと。
- カ 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

(4) 実施スケジュール

本プロポーザルに関するスケジュールは次のとおりとします。

内容	期日等
実施要領等の公開（公募開始）	令和8年7月1日（水）
質問受付期限	令和8年7月8日（水）17時
質問回答期限	令和8年7月9日（木）15時
質問・回答内容の公表	令和8年7月10日（金）17時
参加申込書の提出期限	令和8年7月14日（火）17時
参加資格審査結果通知	令和8年7月15日（水）17時まで
ポスターデザイン案の提出期限	令和8年7月28日（火）12時
1次選考「デザイン審査」の実施	令和8年7月30日（木）
1次選考結果通知	令和8年7月30日（木）17時まで
見積書の提出期間	令和8年7月30日（木）～8月3日（月）17時必着
参加辞退届の提出期限	令和8年8月3日（月）15時
2次選考「競争見積もり合わせ」の実施	令和8年8月4日（火）10時
2次選考結果通知	令和8年8月5日（水）
プロポーザル結果の公表	令和8年8月6日（木）

※契約締結後、最初の打ち合わせを令和8年8月7日（金）午前中に行う予定です。

3 参加申し込み

(1) 提出書類

参加資格要件を満たし、本プロポーザルへの参加を希望する者で、横須賀市競争入札参加有資格者名簿（かながわ電子入札共同システム）に登録されている、または契約日までに登録できる見込みがある者は、「参加申込書兼誓約書（様式1）」を提出すること。

(2) 必要書類の追加

横須賀市競争入札参加有資格者名簿（かながわ電子入札共同システム）に登録されていない、または登録できる見込みがない場合は、以下の書類を提出すること。

	提出書類	様式	備考
ア	【システム登録なし】 参加申込書兼誓約・同意書	様式2	
イ	会社概要	様式3	様式3の記載事項を含んだ会社概要のパンフレット等で代用可
ウ	商業登記簿謄本 (履歴事項全部証明書)		発行後3か月以内、写し可
エ	直近年度の納税証明書 右記①、②を両方とも提出		・発行後3か月以内、写し可 ・記載内容は以下の通り ①法人税、消費税及び地方消費税に係る納税証明書 (国税通即法施行規則第9号書式その3の3) ②本店所在地の都道府県民税の納税証明書又は 未納がないことを証する納税証明書(完済証明書可) ※横須賀市税については、参加申込時の同意書の提出をもって、横須賀市が納付確認を行う。
オ	役員名簿	様式4	

(3) 提出方法

窓口に持参、郵送、またはPDF化した電子ファイルを電子メールにて、ご提出ください。

※電子メールで提出の場合、送信後、横須賀市市長室広報課あてに電話連絡し、受信の確認をお願いします。

(4) 提出期限

令和8年7月14日（火）17時（必着）

※持参の場合は、平日のみ（土日を除く）、8時30分～17時（12時～13時を除く）に受け付けます。

(5) 参加資格の審査及び結果通知

参加申込書を提出した者に対して、参加資格要件を満たしているかを審査し、次により、結果を通知します。

- ア 通知方法 参加申込書（様式1または2）に記載したメールアドレスあてに随時通知
- イ 通知期限 令和8年7月15日（水）17時まで

(6) 留意事項

- ア 参加申込書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとみなします。
- イ 提出期限内に参加申込書を提出しない者又は参加資格がないと認められた者は、本プロポーザルに参加することはできません。

4 質問の受付・回答

(1) 質問の受付

本プロポーザルや本業務に関する質問は、次により、質問書（様式5）を提出してください。

- ア 提出方法 電子メールに添付
- イ 提出期限 令和8年7月8日（水）17時

(2) 質問に対する回答

- ア 回答方法 質問者に電子メールで随時回答
- イ 回答期限 令和8年7月9日（木）15時まで

(3) 質問・回答内容の公表

期限内に受け付けた質問とその回答内容を次により公表します。

- ア 公表方法 質問者を伏せた形で回答書を作成し、本市ホームページで公表します。
- イ 公表日 令和8年7月10日（金）17時までに公表

(4) 留意事項

- ア 提出期限後の質問、電話や来訪等の口頭による質問は、受け付けません。
- イ 質問内容や量によって、回答に時間を要する場合があります。
- ウ 事業者選定の公平性を保つため、質問の内容によっては、回答しない場合があります。
- エ 事業者が特定できるような質問については、非公表とする場合があります。

5 1次選考 ポスターデザイン案の作製・提出

1次選考「デザイン審査」にあたって、次により、ポスターデザイン案（1案）を作製・提出してください。

（1）デザイン案の作製

ア デザイン案の作製要領（別紙2）に基づき、次のポスターのデザイン案を作製してください。

テ ー マ：性感染症(梅毒)予防
サ イ ズ：A3縦
刷 色：カラー（4色）
用 紙：コート紙 135 キログラム相当

イ デザイン案の作製は、原則として、本市と契約を締結した場合に、実際にデザインに従事する予定のデザイナーが行ってください。（仕様書を参照してください。）

ウ デザイン案の作製要領（別紙2）に記載の必須要件を満たさないデザイン案は、審査の対象外となる場合があります。

（2）デザイン案の提出

作製したデザイン案（1案）を次により提出してください。

ア 提出部数 1部（紙ベース）

イ 提出方法 窓口に持参

※デザイン案の裏面右下に商号又は名称を記載してください。（表面に透けないように）

※デザイン案は折らずに任意の封筒に封入。外から見えないようにして持参してください。（ボード等には貼らないでください。）

ウ 提出期限 令和8年7月28日（火）12時

※平日（土日祝日を除く）8時30分～17時（12時～13時を除く）に受け付けます。

（3）留意事項

ア デザイン案は、1案のみ提出できます。

イ デザイン案は、未発表（他のプロポーザル等で公表していない）のものに限ります。

ウ 誤字・脱字は原則、審査の対象としません。

エ デザイン案の著作権は、作製事業者に帰属します。デザイン案に使用するイラスト等の責任は全て作製事業者が負うものとします。なお、生成AIを用いて作成したイラストや画像は使用不可です。

オ デザイン案は、契約候補者に決定した場合、契約締結後に作製する性感染症予防ポスターの原案となります。ただし、別途実施する打ち合わせにおいて、イラストや文字等の修正を指示する場合があります。

カ 提出後のデザイン案の差し替えは、本市が指示する場合を除き、できません。

キ 提出されたデザイン案は、返却しません。

6 1次選考「デザイン審査」の実施

参加者から提出されたポスターデザイン案を審査するため、次により、デザイン審査を実施します。

(1) 実施日

令和8年7月30日（木）

(2) 審査方法

審査は、複数の審査員が、各参加者のデザイン案を下記の評価項目ごとに、評価基準に基づき評価します。

ア 評価項目（5項目）

- (ア) 別紙2において指定されたデザイン等の要件に沿って、ポスターの趣旨を的確に表現しているか。
- (イ) 見た人に対して指定のテーマへの正しい理解を持たせるような内容になっているか。
- (ウ) 老若男女問わず、誰が見ても見やすい文字やイラストが使用されているか。
- (エ) 文字やイラストの配置、色使いはバランスがとれているか。
- (オ) 独創的で、思わず目にとまるようなインパクトがあるか。印象に残るか。

イ 評価基準（4段階）

いずれの審査項目も、評価は「S・A・B・C」の4段階とします。評価点は次のとおりです。

評価基準	評価点
「S＝非常に優れている」	10点
「A＝優れている」	7点
「B＝標準より劣る」	3点
「C＝評価に値しない」	0点

※審査員1人あたり50点満点
(5項目×「S」10点)

(3) 1次選考通過者の選定方法

全審査員の評価結果について、全評価項目の評価点を合計し、審査員数で除して算出した平均点（小数第2位を四捨五入し、小数第1位まで。以下同じ）により、参加者の評価点を決定します。評価点が最も高い参加者と、その最高点を基準として、90%以上の評価点を取得した参加者を1次選考通過者とします。ただし、評価点が30点（以下「基準点」という。）に満たない場合は、1次選考通過者として選定しません。

(4) 選定結果の通知

全参加者に対して、次により結果を通知します。

- ア 通知内容
 - ・1次選考を通過した参加者：通過の旨の通知及び見積書の提出案内
 - ・その他の参加者：選定外となった旨の通知
- イ 通知方法 参加申込書（様式1または2）に記載したメールアドレスあてに通知
- ウ 通知期限 令和8年7月30日（木）17時まで

(5) 留意事項

最高点が基準点に満たない場合、再度公募を実施します。

7 見積書の作成・提出

1次選考「デザイン審査」を通過した参加者は、2次選考「競争見積もり合わせ」にあたって、次により、見積書（様式6）を作成・提出してください。

（1）見積書の作成

次の事項を確認の上、見積書を作成してください。

ア 様式

見積書（様式6）[Excel]を使用してください。他の様式は不可。

イ 作成方法

（ア）以下の必須項目を入力してください。

- ・提出日、所在地、商号又は名称、代表者氏名、責任者及び担当者

※仕様書、見積書（様式6）の内容を十分確認の上、単価を見積もってください。なお、本プロポーザルの見積もり合わせ用の数量としており、作製予定一覧（別紙1）にない枚数については1点とします。実際の契約は仕様書及び作製予定一覧（別紙1）をご確認ください。

※見積書（様式6）に記載の特記事項を確認の上、見積書を作成してください。

（イ）入力漏れや入力誤りがないかを確認し、持参・郵送の場合はA4用紙（縦）に印刷してください。

（2）見積書の提出

ア 提出部数 1部

イ 提出方法 窓口を持参、郵送またはPDF化した電子ファイルを電子メールにて提出

【持参・郵送の場合】

※任意の封筒に封入封緘の上、割印をして提出してください。

※封筒には「商号又は名称」と「令和8年度広報掲示板ポスター作製業務見積書在中」と記入。

【電子メールの場合】

※電子メール送信後、横須賀市市長室広報課あてに電話連絡し、受信の確認をお願いします。

ウ 提出期間 令和8年7月30日（木）～8月3日（月）17時必着

※平日のみ（土日を除く）、8時30分～17時（12時～13時を除く）に受け付けます。

（3）留意事項

提出後の差し替えはできません。

8 2次選考「競争見積もり合わせ」の実施

1次選考通過者から提出された見積書について、次により、見積もり合わせを実施し、本業務の契約候補者を選定します。

(1) 実施（開札）日時・場所

ア 日時 令和8年8月4日（火）10時

イ 場所 横須賀市役所1号館4階レクチャールーム

（〒238-8550 神奈川県横須賀市小川町11番地）

ウ 立会い 見積もり合わせ参加者であれば、立ち会うことができます。立会い希望者は、事前にご連絡ください。

(2) 契約候補者の選定方法

見積書に記載された全ての単価が上限単価以下で、かつ、枚数に単価、数量を乗じて得た金額の合計（見積金額）が最も低い有効な見積書を提出した者を契約候補者として選定します。

なお、最も低い見積金額を提示した者が複数の場合は、1次選考「デザイン審査」の評価点が最も高い者を契約候補者として選定します。評価点と同じ場合は、当該参加者によるくじを行い選定します。

(3) 選定結果の通知

見積もり合わせ全参加者に対して、次により、結果を通知します。

ア 通知内容 ・契約候補者：選定の旨の通知及び打ち合わせ等の連絡

・その他の参加者：選定外となった旨の通知

イ 通知方法 参加申込書（様式1または2）に記載したメールアドレスあてに通知

ウ 通知期限 令和8年8月5日（水）

9 プロポーザル結果の公表

令和8年8月6日（木）以降の契約者決定後に、本プロポーザルの結果を本市ホームページで公表します。なお、公表内容には、以下の項目が含まれます。

(1) 1次選考参加者の名称と評価点

※1次選考通過者のみ参加者名（商号又は名称）を公表します。その他の参加者名は非公表とし、右記記載例のとおり表記します。（記載例）事業者A、事業者B…

(2) 2次選考参加者の名称と見積金額

※全参加者について公表します。

10 契約の締結

- (1) 本業務の契約候補者に決定した者は、速やかに本市と契約を締結するものとします。見積もり合わせで決定した単価と、仕様書の予定数量で、改めて、見積書を作成・提出いただきます。
- (2) 契約手続きについては、契約候補者に対して、別途通知します。
- (3) 契約候補者と契約に至らなかった場合は、2次選考において契約候補者の次に低い見積金額を提示した参加者から契約の交渉を行います。なお、契約候補者が決定しなかった場合、再度公募を実施することがあります。
- (4) 本市及び受託者の双方が同意し、本市議会において当該予算が承認された場合、令和9年4月～9月掲出分のポスター作製について、本プロポーザルでの契約内容と同条件（同単価）で随意契約することができます。

11 プロポーザル参加に際しての留意事項

(1) 失格事由

参加者が次のいずれかに該当する場合は失格となります。契約者については、契約を取り消します。

- ア 参加資格要件を満たさない場合（契約締結までの間に資格要件を満たさなくなった場合を含む）
- イ 参加申請をしたにも関わらず、期限内に提出書類を提出しなかった場合
- ウ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- エ 本プロポーザルの実施にあたり、不正もしくは妨害行為を行った場合
- オ 見積書（様式6）において、上限金額を超える見積金額を提示した場合
- カ その他、実施要領に違反した場合

(2) 参加辞退

参加者は、参加申込書を提出した後でも、参加辞退届の提出期限までは参加を辞退することができます。参加を辞退する場合は、次により、速やかに参加辞退届（様式7）を提出してください。なお、参加辞退者に対して、本市が以後のプロポーザル等において不利益な扱いをすることはありません。

- ア 提出方法 電子メールに添付
- イ 提出期限 令和8年8月3日（月）15時

(3) 提出書類の取扱い

- ア 提出書類の内容に含まれる著作権は、原則として、作製事業者に帰属します。
- イ 提出書類は、理由の如何を問わず、返却できません。
- ウ 提出書類の差し替えは、本市が指示する場合を除き、できません。
- エ 提出書類は、原則として公開しませんが、本市の情報公開条例に基づき、公開する場合があります。
- オ 提出書類は、本プロポーザルの実施にあたり、必要な範囲において複製を作成する場合があります。

(4) 費用の負担

本プロポーザル参加に要する費用は、全て参加者の負担とします。

(5) プロポーザルの延期・中止

やむを得ない理由等により、本市が本プロポーザルを実施できないと判断した場合は、本プロポーザルを延期又は中止することがあります。